



Title	環境衛生監視：とくに建築衛生について
Author(s)	奥田, 修
Citation	makoto. 1974, 7, p. 7-7
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86249
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

環境衛生監視

―とくに建築物衛生について―

大阪市環境保健局環境衛生課

主査 奥田 修

近年、高度の経済成長、人口の都市集中、建築技術の著るしい進歩などによりビルの高層、大型化が進められるとともに、一方では大規模な地下街が建設されるなど大都市の様相が大きく変革されてきている。

大阪市内においても延べ面積が17万平方メートル、あるいは30階以上のマンモスビルが出現し、地下鉄、高架道路網等の整備と相まってますます複雑な立体都市構造が形成される傾向にある。

今後、人々は生活時間の多くをこれら林立する建築物内の人工的環境のもとで過ごすことになり、外界の各種公害対策と同様に適切な室内環境の管理が人の健康を保持するための基本的条件となってきた。

去る昭和45年10月に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称「ビル管理法」）が施行され、初めて多数の者が利用する建築物内の環境管理に

ついでに規制が実施されることになった。

本法対象の特定建築物は延べ面積が8千平方メートル以上の特定用途に使用される建築物であるが、昭和48年11月、政令の一部改正により法適用範囲が5千平方メートル以上の建築物に拡大されるなど逐次、中小のビルに法規制がおよぶことが予想される。

また、本法の趣旨はビルの所有者等に「建築物環境衛生管理基準」（通称「ビル管理基準」）に従ってビル内の環境衛生上の維持管理をしなければならないとし、その監督にあたるために「建築物環境衛生管理技術者」をビル毎に選任させることを義務づけている。

この「ビル管理基準」の内容は次のとおりである。

- 第一 空気環境の調整
- 第二 給水、排水の管理
- 第三 清掃及びねずみ、こん虫の防除

大阪市内では、法施行以来、昭和48年度末現在で417件の届出を受理し、150の施設に対する空気環境及び給水を主とした立入検査を実施したが、次にその検査結果の概要をのべてみる。

まず空気環境についてであるが、冷暖房期間中ともに不適率の高かったのは浮遊粉じん量で約50%であった。更に個別別ではビル内の店舗、とくに飲食関係部門に不適率が高いのは当然予想されたところであるが、厨房の燃焼と利用者の喫煙が大きなファクターとなっている。

次いで不適率の高い項目は相對湿度で、空調機による湿度調節のむづかしさを示している。特に外気の乾燥状態が続く冬期では不適率が83%で、そのほとんどがビル管理基準の下限40%以下の低湿度であり、前述のとおり浮遊粉じん量が多い冬期の状態は流行性感冒などの多発期の空調管理になお十分の配慮が要求される。

一方、夏期冷房時の外気温との差は厚生省通達で7℃以内とされているが、今回の成績では約50%が不適であった。

過去の国立公衆衛生院の調べでも冷房の人体影響について女子で90%、男子で60%が何らかの冷房障害を訴え、ことに女子の生理障害は50%に及んでいるとの報告があるが、今回の測定結果はビル冷房のききすぎを裏付けている。

その他、炭酸ガス、一酸化炭素濃度は比較的不適率が低かったが、不適ビルでは室内の排気口の前面にスチールケースを置くなど、正常な空調システムの空気流を阻害する事務用品等の配置が目だった。

全般に外気の汚染度とビル内空気とを比較すると浮遊粉じん量、CO濃度、CO₂濃度ではビル内の方がクリーンであることからビル内における発生源対策が望まれるところである。

給水管理については末端給水栓から採水し、16項目の飲用検査を実施したが、飲用不適率は6%と比較的低く、項目別では鉄分、色度、亜鉛の順であった。そのほか、腐蝕抑制剤の使用率が43%であるが、現在これの品

質基準の法的規制がないなど、高置給水系の管理についてはいろいろな問題点が残っている。今回の調査結果では飲用不適率は低かったが、なにしろ飲料水であるので100%の飲用適が希求されるところである。

今後、本市においても「ビル管理法」の規定に基づき効率的かつ適切な監視指導を推進し、建築物の衛生的環境の確立を図っていきたい。

府政だより

大阪府衛生部では次の主な行事を行ないます。

○日本脳炎予防特別対策

期間 5月～7月中

子防接種勧奨

蚊の駆除指導

○全国愛の血液助け合い運動

期間 7月中

○食中毒予防月間

期間 7月中

一日食品衛生監視員

夏季食品一斉取締り

○性病予防月間

期間 7月中

○らいを正しく理解する週間

期間 6月23日～24日

○ゴキブリ駆除強調月間

期間 6月中（第6号にも掲載済）